

◎産業競争力強化法の一部を改正する法律案新旧対照表

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>附則 （見直し）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律（第五章の規定を除く。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。</p> <p>第二条の二 政府は、産業競争力強化法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行後三年以内に、事業活動に対する支援に係る組織及び制度について統合、廃止等の見直しを行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>附則 （見直し）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律（第五章の規定を除く。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。</p> <p>〔新設〕</p> |